三 調 発 第 １７号
令和３年４月２７日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　古　尾　圭　一

研修規則の改正について（お知らせ）

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和３年度より開始される年次研修に対応するため、令和３年３月１８日開催の理事会にて、「三重県土地家屋調査士会研修規則」の改正及び「三重県土地家屋調査士会会則第８６条第２項の指定する研修の欠席者に対する指導要領」を定める承認決議が可決されましたので別添のとおりお知らせいたします。

また、年次研修についての現時点の情報を別紙「年次研修の開始について」にてお知らせいたしますので、あわせてご確認下さい。

三 調 発 第 １８号
令和３年４月２７日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会長　　古 尾　圭 一

年次研修の開始について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度より年次研修が開始されます。年次研修は、会則第８６条第２項に規定された受講義務のあるものです。当会では、年度ごとに受講者の割り振りをさせていただき、令和３年度より令和７年度までの間に全会員が受講できるよう計画しております。

現時点での講義内容と開催時期の概要は下記のとおりであり、詳細を決定次第、あらためてご連絡いたします。

記

１．講義内容

（１）ＤＶＤ視聴

第一部　職務上請求書の取り扱いについて
講師　大竹正晃（神奈川会）
約３０分

第二部　土地家屋調査士の懲戒制度と懲戒処分事例
講師　秋保賢一（弁護士）
約７０分

（２）グループ討論
約６０分

年次研修に関し、連合会ウェブサイト会員専用ページに情報がありますので、ご一読ください。
（ＩＤ、パスワードの管理は、各会員でお願いします）

※　URL：https://www.chosashi.or.jp/members/kensyu/ethics-training/

２．令和３年度開催時期

秋季より冬季を予定

三重県土地家屋調査士会研修規則の一部改正（新旧対照表）

【改正案】	【現行】
第１章　総　則 （目　的） 第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則第８５条第１項の規定により、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が、三重県土地家屋調査士会員（以下「会員」という。）等の資質の向上並びに業務の改善進歩を図るために行う研修事業を、体系的かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。	（目　的） 第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則第８５条第１項の規程により、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が、三重県土地家屋調査士会員（以下「会員」という。）等の資質の向上並びに業務の改善進歩を図るために行う研修事業を、体系的かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。
（研修の内容） 第２条　本会は、前条の目的を達するため、次の事項に関する研修（以下「本研修」という。）を行う。 ⑴　土地家屋調査士業務及び関連業務に関する事項 ⑵　事務所の経営及び執務改善に関する事項 ⑶　職業倫理及び土地家屋調査士制度に関する事項	（研修の内容） 第２条　（同左）
（研修の実施） 第３条　本研修は、単位制により実施する。 ２　単位制の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。	（研修の実施） 第３条　（同左）
（研修の種類） 第４条　本研修の種類は下記のとおりとする。	（研修の種類） 第４条　（同左）

⑴　会員研修（定例研修・特別研修・日本土地家屋調査士会連合会年次研修） ⑵　新人研修（入会時研修・新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会新人研修） ⑶　役員等研修 ⑷　補助者研修	⑴　会員研修（定例研修・特別研修） ⑵　新人研修（入会時研修・新人業務研修・ブロック新人研修） ⑶　（同左） ⑷　（同左）
２　前項の研修の実施に必要な事項は理事会が別に定める。	２　（同左）
（運営機関） 第５条　この規則に基づく研修の実施機関は本会とし、その運営は、研修の種類により別に定めのあるものを除き、本会研修部が担当して行う。	（運営機関） 第５条　（同左）
（講　師） 第６条　各研修の講師及びその謝礼金は、研修の種類、内容、日程等に応じ、理事会の承認を得て別に定める。	（講　師） 第６条　（同左）
（研修費用） 第７条　本会が実施機関として行う研修に要する費用は、この規則に特に定めのあるものを除き本会が支出する。	（研修費用） 第７条　（同左）
（受講義務） 第８条　会員は、三重県土地家屋調査士会会則第８６条第２項の指定研修として、次の研修を受講しなければならない。 ⑴日本土地家屋調査士会連合会年次研修 ⑵新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会	（新設）

新人研修	
（欠席者に対する指導） 第８条の２　指定研修欠席者に対する指導に必要な事項は、理事会が別に定める。	（新設）
（努力義務） 第９条　会員は、前条に定める研修を除いては、この規則に基づく研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。	（努力義務） 第８条　会員は、この規則に基づく研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。
第２章　会員研修 （定例研修） 第10条　会員を対象に、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）として必要な知識、技能等を習得するため、調査士の業務及び制度、関係法令、その他一般教養等に関して実施する。 ２　定例研修会のうち特に必要と認めるものは、会長が必修研修とすることができる。	（定例研修） 第９条　（同左）
（特別研修） 第11条　受講希望会員を対象に、調査士業務ないし関連業務についての専門的知識、技能を修得するため必要に応じて開催する。 ２　特別研修は、受講者に対して受講料の負担を求めることができる。	（特別研修） 第10条　（同左）
（補助者の参加） 第12条　前２条の研修には、研修内容によって会員の補助者の参加を認めることができる。ただし、会則第101条第１項の規程に基づき本会に届出のある補助者（以下「登録	（補助者の参加） 第11条　（同左）

補助者」という。）に限るものとする。	
第３章　新入会員等研修	
（対象者）	（対象者）
第 13 条　本会へ入会後１年以内の会員（以下「新入会員」という。）を対象とする。	第 12 条　（同左）
（入会時研修）	（入会時研修）
第 14 条　本会入会時に、調査士としての倫理、職責、本会の会則等会員としての心得の修得のために実施する。	第 13 条　（同左）
（新人業務研修）	（新人業務研修）
第 15 条　新入会員を対象に、調査士としての倫理、職責、業務処理等に関する研修を開催する。但し、土地家屋調査士法第４条に定める調査士となる資格を有する者で、本研修後速やかに本会に入会を希望する者のうち、会長が認めた者は、本研修を受講することができる。	第 14 条　（同左）
２　新入会員が前項の研修に欠席した場は、当該を再度次回の新人業務研修の受講対象者とする。	２　（同左）
（削除）	３　新人研修における受講料は、受講者の負担とし、その額は本会が決定する。
３　第１項但書の対象者は、研修の申込時に別紙様式による誓約書を提出し、会長の承認を得るものとする。	４　（同左）
（ブロック新人研修）	（ブロック新人研修）
（削除）	第 15 条　日本土地家屋調査士会連合会制定の土地家屋調査士研修制度基本要綱（以下

	「要綱」という。）並びに同新人研修実施要領（以下「要領」という。）に基づき中部ブロック協議会が実施する。 ２　ブロック新人研修会は、要綱第5条第3項に定める者を受講対象者とする。 ３　ブロック新人研修における受講料は、要領第18条の規程により受講者の負担とする。
第４章　役員等研修 （役員等研修） 第16条　任期満了による役員改選後、新役員が円滑に会の運営に参画するため、役員全員及び会長が必要と認める会員の研修を総会の終了後２ヶ月以内に行う。	（役員研修等） 第16条　（同左）
第５章　補助者研修 （補助者研修） 第17条　登録補助者を対象とし、必要に応じて実施することができる。	（補助者研修） 第17条　本会に届出された補助者を対象とし、必要に応じて実施することができる。
第６章　雑　則 （規則の改廃） 第18条　この規則の改廃は、理事会の決議を要する。	（規則の改廃） 第18条　（同左）
附　則 （施行期日） １　この規則は、平成１５年９月１日から施行する。 １　この規則は、平成２１年１月１日から施行する。	附　則　（同左）

１　この規則は、平成２９年３月１５日から施行する。 １　この規則は、令和３年６月１日から施行する。	（新設）

三重県土地家屋調査士会
研 修 規 則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則第 85 条第 1 項の規定により、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が、三重県土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）等の資質の向上並びに業務の改善進歩を図るために行う研修事業を、体系的かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

（研修の内容）

第２条　本会は、前条の目的を達するため、次の事項に関する研修（以下「本研修」という。）を行う。

(1)　土地家屋調査士業務及び関連業務に関する事項

(2)　事務所の経営及び執務改善に関する事項

(3)　職業倫理及び土地家屋調査士制度に関する事項

（研修の実施）

第３条　本研修は、単位制により実施する。

２　単位制の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

（研修の種類）

第４条　本研修の種類は下記のとおりとする。

(1)　会員研修（定例研修・特別研修・日本土地家屋調査士会連合会年次研修）

(2)　新人研修（入会時研修・新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会新人研修）

(3)　役員等研修

(4)　補助者研修

２　前項の研修の実施に必要な事項は理事会が別に定める。

（運営機関）

第５条　この規則に基づく研修の実施機関は本会とし、その運営は、研修の種類により別に定めのあるものを除き、本会研修部が担当して行う。

（講　師）

第６条　各研修の講師及びその謝礼金は、研修の種類、内容、日程等に応じ、理事会の承認を得て別に定める。

（研修費用）

第７条　本会が実施機関として行う研修に要する費用は、この規則に特に定めのあるものを除き本会が支出する。

（受講義務）

第８条　会員は、三重県土地家屋調査士会会則第 86 条第 2 項の指定研修として、次の研修を受講しなければならない。

(1)　日本土地家屋調査士会連合会年次研修

(2)　新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会新人研修

（欠席者に対する指導）

第８条の２　指定研修欠席者に対する指導に必要な事項は、理事会が別に定める。

（努力義務）

第９条　会員は、前条に定める研修を除いては、この規則に基づく研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第２章　会員研修

（定例研修）

第 10 条　会員を対象に、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）として必要な知識、技能等を修得するため、調査士の業務及び制度、関係法令、その他一般教養等に関して実施する。

２　定例研修のうち特に必要と認めるものは、会長が必修研修とすることができる。

（特別研修）

第 11 条　受講希望会員を対象に、調査士業務ないし関連業務についての専門的知識、技能等を修得するため必要に応じて開催する。

２　特別研修は、受講者に対して受講料の負担を求

めることができる。

（補助者の参加）

第 12 条　前２条の研修には、研修内容によって会員の補助者の参加を認めることができる。ただし、会則第101条第１項の規定に基づき本会に届出のある補助者（以下「登録補助者」という。）に限るものとする。

第３章　新入会員等研修

（対象者）

第 13 条　本会へ入会後１年以内の会員（以下「新入会員」という。）を対象とする。

（入会時研修）

第 14 条　本会へ入会時に、調査士としての倫理、職責、本会の会則等会員としての心得の修得のために実施する。

（新人業務研修）

第 15 条　新入会員を対象に、調査士としての倫理、職責、業務処理等に関する研修を開催する。但し、土地家屋調査士法第４条に定める調査士となる資格を有する者で、本研修後速やかに本会に入会を希望する者のうち、会長が認めた者は、本研修を受講することができる。

２　新入会員が前項の研修に欠席した場合は、当該会員を再度次回の新人業務研修の受講対象者とする。

３　第１項但書の対象者は、研修の申込時に別紙様式による誓約書を提出し、会長の承認を得るものとする。

第４章　役員等研修

（役員等研修）

第 16 条　任期満了による役員改選後、新役員が円滑に会の運営に参画するため、役員全員及び会長が必要と認める会員の研修を総会の終了後２ヶ月以内に行う。

第５章　補助者研修

（補助者研修）

第 17 条　登録補助者を対象とし、必要に応じて実施することができる。

第６章　雑　則

（規則の改廃）

第 18 条　この規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１５年９月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年３月１５日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。

三重県土地家屋調査士会会則第 86 条第 2 項の指定する研修の欠席者に対する指導要領

（目的）

第 1 条　この要領は、三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 86 条第 2 項の指定する研修に欠席した会員に対する措置について必要な事項を定める。

（指定する研修）

第 2 条　会則第 86 条第 2 項の指定する研修は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士研修制度基本要綱第 2 条の 2 に規定する研修をいう。

（欠席者に対する措置）

第 3 条　土地家屋調査士会の会長（以下「会長」という。）は、会員が当該年度において受講しなければならない研修の受講機会の全てに参加せず、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士新人研修実施要領第 14 条第 2 項又は日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第 11 条第 2 項に定める理由書を期限内に提出しなかったときは、速やかに当該会員に対し、欠席の事由について書面の提出を求めなければならない。

2　会員は、前項の書面の提出を求められた日から 2 週間以内に欠席の事由を記載した書面を会長に提出しなければならない。

3　会長は、必要があると認めるときは、前項の事由を証する書面の提出を求めることができる。

（書面提出に関する対応）

第 4 条　会長は、前条第 1 項の求めに応じない会員に対し、欠席の事由について書面を提出するよう再度求めなければならない。

2　会長は、前項の規定にかかわらず、疾病等の理由により会員本人による書面の提出ができないと認められるときは、当該書面の提出を免除することができる。

（欠席事由ごとの対応）

第 5 条　欠席の事由が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、受講を猶予したものとして取り扱う。

⑴　病気等の健康上の理由

⑵　配偶者並びに三親等以内の親族又は同居の親族の療養看護

⑶　出産及び出産の立会い

⑷　甚大な災害による罹(り)災
⑸　所属する調査士会を変更又は再入会したため、受講できない場合
⑹　その他所属する調査士会の会長が認めるもの

２　欠席の事由が、前項の各号のいずれにも該当しないとき、又は第３条第１項の書面を提出しないときは、会長は当該会員に対し、新たに出席すべき時期を示した上で、当該研修に出席するよう通知しなければならない。

３　前項の通知を受けた会員は、新たに指定された時期の研修の出席を誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

（会長指導）

第６条　会長は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、三重県土地家屋調査士会会則第105条の規定に基づき、研修に出席するよう指導しなければならない。

⑴　誓約書を提出しない会員
⑵　誓約書を提出したにもかかわらず、正当な事由なく翌年度における研修に出席しなかった会員

（注意勧告）

第７条　会長は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、三重県土地家屋調査士会会則第106条に基づく注意勧告の手続に付さなければならない。

⑴　前条の会長指導を受けたにもかかわらず、あらかじめ連絡することなく翌年度における研修を欠席した会員（疾病等の理由により、本人による連絡ができなかった場合を除く。）
⑵　前条の会長指導を受けたにもかかわらず、正当な事由なく翌年度における研修を欠席した会員
⑶　前条に規定する会長指導を再三受けたにもかかわらず、これに従わない意思表示をした会員

（要領の改廃）

第８条　この要領の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

（施行期日）

この要領は、令和３年６月１日から施行する。